

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年12月19日

【会社名】 株式会社Laboro.AI

【英訳名】 Laboro.AI Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 椎橋 徹夫

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座八丁目11番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役CEO椎橋徹夫は、当社の第10期(自2024年10月1日 至2025年9月30日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。